

## 新島村博物館

### 調査・研究活動「研究紀要」

#### 「文政10年 御赦免流人船遭難事件」

新島村博物館館外研究協力委員 段木一行  
元法政大学教授

#### 「新島村の津波伝説および巨大女石の紹介と若干の検討」

新島村博物館館外研究協力委員 磯部一洋  
(財)元産業技術総合研究所部長

## 文政10年 御赦免流人船遭難事件

新島村博物館館外研究協力委員

段 木 一 行

はじめに

日本の流刑制度は古代から近世までであった。前近代的な刑罰制度で、伊豆諸島では奈良時代の役小角が著名である。古代末期には鎮西八郎源為朝が流刑されている。中世では鎌倉幕府は追加式目で博打三度に及べば伊豆大島へ流刑と定めたが、伊豆諸島が本格的に流刑地になったのは近世の江戸幕府の時代である。各島には流刑の記録が数多く現存しており、『新島流人帳』には1330人を越える記録がある。

流刑制度はいわば前近代的制度で、明治政府は大赦令でこの制度をもって終止符を打ったが、明治4年12月まで流刑制度は続いている。『新島流人帳』によれば次の通りである。

明治2年7月	7人
11月	17人(刑部省3・東京府5・甲府県2・佐倉藩3・関宿藩4)
明治3年9月	13人(刑部省4・元民政裁判所3・東京府・葛飾県・甲府県・古河藩・彦根藩・結城藩各1)
11月	19人(葛飾県2・笠間藩・徳島藩各1・不明13)
明治4年12月	3人(東京府2・徳島藩・津山藩各1。内1人は不詳)

八丈島には『八丈島流人銘々伝』があり、1880人余の記録がある。伊豆諸島ではすべての島に流人関係史料があるが、もっとも流人の多い島は八丈島で、三宅島(未集計)・新島がこれに続いている。

流人の中には日蓮宗の不受不施・三鳥派は赦免されることはないが、多くの流人ははかない御赦免状の到来を夢見て、苦悩の日々を送っていた。まったく赦免のない年もあったが、年に1-2人の御赦免があった。それに望みを繫いでいたのである。新島には常時100人程の流人がいた。

文政9年12月のこと、29人の御赦免状が到来した。全流人の3分の1に相当する、前代未聞の出来事であった。流人の身から解放された彼らの喜びは、筆舌に余りあるものであったろう。中には流刑生活50年を超えた者もいた。翌年彼らは2艘の廻船に分乗して新島を離れ、江戸へと碇を上げた。だが、そこに思わぬ悲劇が、彼らを待っていたのである。

### 2. 御赦免流人たち

『文政9年(1826)新島役所日記』の12月9日条に「赦免三拾九人參ル、則翌十日御陣屋江呼出、御証文□□読聞ケル」とある。これほどの多人数赦免は新島では希有のことで

あった。御赦免流人は直ちに江戸へ送られるのだが、海の荒れる冬期には船は出せず『新島御用書物控』によると、翌年の2月22日になった。39人は利兵衛船に20人と茂兵衛船に19人の2班に分かれて新島を離れている。

利兵衛船には次の20人が乗船した。

小幡新次郎	松平豊前守家来	安永4年3月流罪	在島52年
市助	麻布今井町家主嘉兵衛召使	安永7月10日流罪	在島49年
大橋伝七郎	小普請組 小笠原彦大夫支配	安永8年11月流罪	在島48年
勝五郎	相州無宿	天明3年10月流罪	在島44年
斎藤千次郎	金井定四郎組 御小人	寛政2年4月流罪	在島37年
菅沼楠五郎	小普請組 松平信濃守組	寛政2年9月流罪	在島37年
古屋金次郎	小普請組 浅野隼人組	寛政4年3月流刑	在島35年
定五郎	住吉町無宿 まゆげ事	寛政4年3月流罪	在島35年
松次郎	四谷無宿 わかしゅう事	寛政4年9月流罪	在島35年
金蔵	西久保新下谷町三右衛門店	寛政5年9月流罪	在島34年
伝四郎	辻甚太郎御代官所遠州榛原郡 金谷下奈良村百姓	寛政9年10月流罪	在島30年
糸次郎	水谷町二丁目又右衛門定吉倅	寛政11年4月流罪	在島28年
次郎吉	無宿	寛政11年4月流罪	在島28年
文蔵	土井大炊頭領分野州寒川郡 寒川村百姓	享和元年4月流罪	在島26年
峯吉	能登無宿	享和2年5月流罪	在島25年
安五郎	上州碓氷郡 駈落致候 留五郎事	享和2年9月流罪	在島25年
喜太郎	無宿 定吉事 入墨坊主	文化元年3月流罪	在島23年
九兵衛	上州無宿 九右衛門事	文化2年8月流罪	在島22年
文五衛門	松平丹波守御領所信州筑摩郡	文化4年10月流罪	在島20年
万吉	竹橋御門水野日向守掃除中間 今井村百姓	文化6年8月流罪	在島18年

茂兵衛船には下記の19人が乗船していた。

幕府小普請組	小川平四郎	江戸四ツ谷	吉兵衛
江戸城下男	久次郎	無宿	安五郎
江戸神田	松五郎	江戸深川	松次
江戸神田	巳之助	武州荏原郡	市兵衛

江戸三田	光善	讃岐藩士	大林甚蔵
上州	庄五郎	加賀	清右衛門
武州足立郡	弁次郎	無宿	治郎吉
美濃各務郡	安蔵	上州新田郡	安五郎
武州松山村	佐七	江戸本石町	伊三郎
江戸城門番	高林鉄之助		

茂兵衛船には外に差添人として、船頭で差添人の百姓惣代兼組頭茂兵衛と水主・便船人等 10 人の島民を加えた計 29 人が乗っていた。

2 艘の廻船は文政 10 年（1827）「当二月廿二日兩艘共当嶋出帆仕候、然る処、翌廿三日利嶋沖ニ廻船壹艘みへ候ニ付、遠見番差遣候処、右利兵衛船□見受候」（『文政十年新島御用書物控』2 月 22 日付「乍恐以書付御注進奉申上候」）。

御赦免流人 39 人を二艘に分乗させ、22 日に新島を離れ江戸へと向かった。しかし、遠見番が見たところ、利兵衛船だけが利島近海で確認できたが、19 人の御赦免流人と新島島民 10 人の計 29 人の乗った茂兵衛船が見当たらない。どうやら鵜渡根付近で遭難したらしい。そのあたりの様子を記した史料を次に引用してみる。

「此度、出嶋流人三拾九人之内、茂兵衛船に拾九人并水主・便船人共廿九人乗二而、当二月廿二日出帆為仕候処、俄ニ西風ニ被吹付、嶋根ヲ漸かわし走出シ候得共、風波弥増与相成、当嶋枝鵜渡根嶋凡式里程東沖ニ而、船走たをし、水主・便船人内五人、類船利兵衛船舢江およき付助命仕、外乗組式拾四人行衛相知不申候」（『文政十年新島御用書物控』2 月 23 日付「乍恐以書付御届奉申上候」）

すなわち、29 人の内助かったのは、僚船の利兵衛船まで泳ぎ着いた 5 人だけで、御赦免流人 19 人を含む 24 人が水死したというのである。遭難した茂兵衛船に分乗した 19 人の赦免流人については、『新島流人帳』（前田明永家所蔵文書）に全員の記録がある。次に在島年数の長い者から述べてみる。

#### 1. 吉兵衛 在島 50 年

安永五申年（1776） 十一月 流罪

四谷坂町家主 古鉄買 吉兵衛 申十九歳

吉兵衛については『文化十三年（1816）新島役所日記』に「流人吉兵衛頭役申付ル」（6 月 2 日）とあり、流人頭役に任命されていたことが記されている。この役は 100 人もの流人をまとめる重要な役で、流人の要望をまとめて村役と交渉したり、時には流人を尋問することまで行っている。なお、同名で、文化 5 年（1808）に流罪で、文政 4 年（1821）7 月 1 日に 5 人で島抜けした中に吉兵衛なる者がいるが、この吉兵衛は「堺町五人組持店吉右衛門方居候人墨吉兵衛」で別人である。

#### 2. 高林鉄之助 在島 37 年

寛政元酉年（1789）九月 流罪

御裏門番頭川村文左衛門組同心 高林鉄之助 酉三十二歳

高林鉄之助について『文化八年（1811）新島役所日記』の11月4日条に博奕をしたとの疑いが持たれ、流人頭齋藤千二郎によって11人の流人が摘発され、陣屋に呼ばれ尋問されている。その中に鉄之助がいた。判決は3人が有罪となり、残りは放免されているが、彼は放免された中にいる。なお、流人頭齋藤千次（二）郎は同じく、文政9年に赦免された。幸運にも彼は利兵衛船にいたので、からくも生きて江戸の地を踏んでいる。

3. 小川平四郎 在島34年

寛政四子年（1792）三月 流罪

小普請組前田安房守組 小川平四郎 子三十九歳

4. 久次郎 在島34年

寛政四子年（1792）三月 流罪

御広敷御下男 幸内次男 久次郎 子二十六歳

久次郎について『文政三年（1820）新島役所日記』に「流人茂七・久次郎、一応吟味之上入牢申付ル」（4月晦日）とあるが、いかなる吟味だったかは記されていない。また、「流人定五郎・松五郎・久次郎呼出吟味致ス」（11月21日）、「流人久次郎・松五郎・富五郎呼出し、久次郎咎メ牢舎、松五郎咎手鎖、富五郎差構へ無之候」（11月22日）、「流人久次郎咎メ牢舎申付候処、今日指赦ス」（11月28日）とあるが、内容は詳らかではない。なお、文政4年（1821）2月12日に病死した久次郎は佐渡無宿久次郎であって別人。

5. 安五郎 在島33年

寛政五丑年（1799）四月 流罪 無宿 入墨 ども 安五郎 廿二十九歳

6. 松五郎 在島31年

寛政七卯年（1795）四月 流罪

神田皆川町二丁目三郎右衛門店 九番組人宿 源右衛門寄子

松五郎 卯二十六歳

松五郎について『文政四年（1821）新島役所日記』に「流人注進、松五郎・庄吉・新介・五八・秀蔵、右之者共抜ケ船工ミ露頭ニ付、夜中搦捕吟味いたす」（8月24日）、「右流人五人、式根島江先ツ派シ置」（8月25日）、「流人庄吉式根島より連参り入牢」（8月27日）、「先頃式根島納屋ニ入置候流人四人召連来り、皆々頭江預置」（9月1日）という一連の記録がある。この松五郎は文化11年（1814）10月流罪、文政7年（1824）12月7日に病死した大坂無宿由蔵事入墨松五郎のことであって別人。

7. 松次 在島30年

寛政八辰年（1796）四月 流罪

深川無宿 肴松事 入墨 松次 辰二十六歳

8. 巳之助 在島 30 年

寛政八辰年 (1796) 四月 流罪

神田無宿 入墨 へび巳之助徳次事 当時へび 巳之助 辰二十九歳

巳之助について『文化八年 (1811) 新島役所日記』に「当分之内流人巳之介、山番相勤候様、昨廿一日申付候」(4月22日)と見える。山番は流人から数人選ばれ、年貢ツバキ・シイなどの樹木林などを監視する。山林は村落共同体の所有で、無断で樹木の伐採や果実の採集は堅く禁止されており、これを破ると処罰される。流人を山番にする理由は監視の対象が一般島民であることで、島民と流人の相互監視制度である。

9. 市兵衛 在島 30 年

寛政八辰年 (1796) 十月 流罪

武州荏原郡 市兵衛 辰三十五歳

10. 光善 在島 28 年

寛政十年年 (1798) 十月 流罪

三田功蓮寺門前 名主ニ而致駆落候 満蔵事 光善 午三十六歳

11. 大林甚蔵 在島 28 年

寛政十年年 (1798) 十月 流罪

松平讃岐守中間小屋頭 大林甚蔵 午三十四歳

大林甚蔵については『文政六年 (1823) 新島役所日記』に「流人大林甚蔵・八五郎方江見継物来ル」(11月17日)と見える。彼については後述するが、毎年のように松平讃岐守家中より一定の食糧が送られており、島での生活は安定していたらしい。流人頭にも任命され、流人を統括したこともあった。

12. 庄五郎 在島 26 年

寛政十二申年 (1800) 十月 流罪

布施孫三郎御代官所 上州緑野郡新町宿名主武兵衛店 庄五郎 申三十一歳

庄五郎について『文政三年 (1820) 新島役所日記』に「源次・庄五郎・富五郎入牢申付ル」(5月11日)とあり、「庄五郎儀者、出牢申付ル」(5月14日)とあり、放免されているが、その理由は分からない。

13. 清右衛門 在島 25 年

享和元酉年 (1801) 四月 流罪

加賀無宿 与三郎事 入墨 清右衛門 酉四十歳

14. 弁次郎 在島 22 年

文化元子年（1804）三月 流罪

竹垣三右衛門御代官所 武州足立郡宮城村百姓七兵衛弟 当時無宿

弁次郎 子三十三歳

弁次郎について『文政三年（1820）新島役所日記』に「流人山本七五郎・弁次郎・浅吉・嘉平次呼出、手縄」（5月11日）、「流人弁次・嘉平次呼出吟味之上差許ス」（5月13日）とあるが、吟味の内容は記されていない。また、『文政四年（1821）新島役所日記』には「桶補理として流人弁次入ル」（9月10日）「流人弁次、右同様」（9月11日）と見え陣屋で桶の修理を行っている。

『文化十四年（1817）新島御用書物控』に代官所を通して書状を国元に送っている（9月）。これに対して国元からの返答があった。

御請

一 金壹分弍朱

外披状 壹通

右者当嶋流人弁次郎江武州足立郡宮城村百姓七郎兵衛より見継遣  付去十二月中、名主青沼儀右衛門  罷在候故、同人江被為御  候故、 之上、披状ニ引合相改、早速弁次郎江相渡、請取書取之、御請奉申上候、已上

寅（文化 15 年）正月

伊豆国新島役人（名前省略）

杉庄兵衛様御役所

そして弁次郎は次の請書を提出している。

覚

一 金壹分弍朱

一 披状 壹通

右之通御渡被下、無相違奉請取候、以上

新島流人 弁次郎

弁次郎に付いては次の記録もある。

申渡

原町流人 弁次郎

右之者、此度不届有之ニ付、糺明之上、坊主にいたし、若郷江村替申付候得共、此上同人是迄の身持にて大酒を呑ミ乱妨狼藉致候ハ、搦捕、たとへ打殺し候共、解死人の沙汰ニ不及段、弁次郎江急度申渡置候間、此旨一統相心得可直様惣流人江可被触候、以上

文化十酉（1813）閏十一月

新島 役人

（新島村役場文書）

15. 次（治）郎吉 在島 22 年

文化元子年（1804）三月 流罪

浅草無宿 かご 次郎吉 子三十七歳

次郎吉について『文化十四年（1817）新島役所日記』に「流人次郎吉・三右衛門□山稼ニ参り、野火出シ候ニ□□長栄寺より慈悲願□□五日咎メ手鎖申付□□」（2月27日）と見える。虫損部分が多いので、正確には判断しがたいが、山仕事中に失火し、直ちに入寺している。このことについて長栄寺から慈悲願いが出され、減刑が認められている。

この失火事件について、長栄寺からの具体的な嘆願書があるので次に引用する。

書付を以奉願候

- 一 当月十五日、流人治良吉・三助・新太郎三人之者共同道仕、山稼可仕与向山辺江罷越候、途中ニ而野火ヲ出、驚可打消と相働候得共、折伏風少々有之、及手ニ兼、堀外通山続焼失仕候ニ付、無申訳ケ奉恐入、早速塔中常円坊より三人之者共致入寺罷在候、然ル処、此節拙寺方江御慈悲相願呉候様、度々願人御座候ニ付、得与相尋候処、彼者共平日実躰成者ニ御座候間、何卒格別之御慈悲を以、御宥除被成下、御免被成遣被下候様奉希候、以上

文化十四丑年二月

長栄寺（印）

御役人衆中

（新島村役場文書）

16. 安蔵 在島 22 年

文化元子年（1804）八月 流罪

浅草無宿 辻六郎左衛門代官所 濃州各務郡前野村百姓 安蔵 子四十五歳

安蔵について『文政五年（1822）新島役所日記』に「流人源次・富五郎・長之助・安蔵呼出し吟味中手鎖申付、五人組江預ケ置、安蔵儀者手縄ニ而同様」（2月3日）、「流人源次・安蔵・文蔵・長之介・富五郎、右之者共隠シ質取置候風聞有之（中略）、先此度者差免し叱り置」（2月9日）とある。この質入れ騒動には数人の島民もかかわっており、事件性は薄いところから、「叱り」で済んでいる。『文政九年（1826）新島役所日記』に陣屋に7人の流人が呼び出され尋問を受けているが、文蔵を除く6人はその日に帰されている。その中に安蔵がいた。

17. 安五郎 在島 21 年

文化二丑年（1805）三月 流罪

上州新田郡 駆落致候 辰之助事 安五郎 卅三歳

18. 佐七 在島 18 年

文化五辰年（1808）四月 流罪

松山無宿 忠兵衛事 人畢 佐七 辰三十四歳

佐七について『文政七年（1824）新島役所日記』に「出火ニ付、隣家左右衛門・徳右衛

門并流人佐七呼出、一通相尋申候」(12月10日)とあるのは、前日流人香幢小屋から出火があり、その関連での事情聴取であったらしい。『文政九年(1826)新島役所日記』にも、「夜中流人常八雪隠より出火」(8月17日)があり、このことで隣家の島民杵右衛門・与惣右衛門の妻とふと、流人佐七が事情聴取されている。島民の家屋と流人小屋が隣接していた様子がうかがえる。

佐七についてはいくつかの史料が残されている。次に紹介しておこう。

流人 茂七事 佐七  
右申口

此度浅吉浜役支配難受趣を以、十三人之者願書頭役迄差出候ニ付、右之趣意逸々御尋ニ御座候

此段、去十月上旬頃と覚へ申候、其子細ハ近所百姓吉助宅ニ而何かさわかしき事有之候故、罷越候処、弁次郎縄ニ掛り居候故、是ハ何之子細哉と相尋候処、同人申候ハ、酒ニ給酔、如此縄ニ掛り、此俣ニ而今宵難凌候故、頭浜役へ願呉候様相願候故、同船次郎吉を伴ひ、浜役市助方へ罷出、縄之処少し御宥免相願候処、同人聞届、早速見分之上、足の縄をゆるし呉候処、無程浅吉浜役罷越、弁次郎義ハ頭役差図ニよつて縄ニ掛置候故、今宵宥免難成由申之、又候、元の如く次郎吉江申付、縄ニ被掛申候故、右之始末より願書之義企候ハ、其後私方へ弁次郎罷越、伊三郎も居合候故、弁次郎申出候ハ、此間浅吉取計ひ候、又候縄掛候ハ、頭の差図ニも無之様ニも思ハれ、浅吉相手方故、自分の了簡ニ而、又候縄かけ候事と存、貴様も相手之荷担とも被思候与恨ニ申候、乍去、右之取計ニ而ハ我等々共、往々難洪ニ存候故、浅吉浜役支配ハ難請故、頭の直支配を願ひ可申と、弁次郎発言ニ而談合仕候故、私義も浅吉荷担之様ニも被致候而ハ、何共迷惑ニ存候故、同人申旨ニ仕成り成る程、我等々共難洪ニ被存候故、申合願書市助方へ、弁次郎・伊三郎・私同道いたし、差出申候ニ付、此度名前十三人之者共逸々被召出、御吟味有之候処、願書之趣一向存不申候与申もの、又者咄合計り承り候と申上候者共も有之、願書認メ方印形之義ハ不存趣、一同申上候故、猶又嚴敷其子細御吟味ニ御座候、右願畢竟弁次郎申ニ任セ、談合仕候得共、願書爪印等之儀ハ、弁次郎ニ任セ置候故、有躰ニ申立候処、少も相違不申上候、然ル上被仰聞候ハ、右願書人之者ハ、認メ振り合爪印等之事ハ不存候与申出、相分り候上ハ、其方共三人之取拵ニ而、全ク浅吉へ弁次郎一已之遺恨を差挟ミ候ニ相当り、畢竟弁次郎へ荷担之筋ニ相聞へ、謀書之願ひを持参致候始末、不届之段、御察当を受、一言之申訳無御座奉誤候、右御吟味ニ付申上候通、少も相違無御座候、以上

流人 茂七事

佐七(爪印)

文化十西年閏十一月

新嶋 御役人中様

右、左七申上候趣、私共罷出、逐一承知仕候処少茂相違無御座候、以上

同人五人組惣代

八郎左衛門（印）

同船流人 又兵衛（爪印）

上記史料と一連のものもあるので、次に掲げる。

恐入（乍恐カ）書付を以奉願上候

一此度、浅吉江御浜役被仰付候処、彼之仁之支配請候義ハ甚難洪ニ御座候、何卒々々御慈悲を以、御免可被下候儀、一偏ニ奉願上候、尤委細之義ハ御味吟（吟味カ）之節、つふさニ申上ケ奉候、以上

酉ノ十月

茂七（爪印）

弁治（爪印）

伊三郎（爪印）

安五郎（爪印）

外9人

#### 両御頭衆中様

浜役に市助と浅吉の二人が就いていたことが記されているが、この役には流人が任命されている。山番と同様に浜役は海岸の見回り監視であろう。海岸には漂着物が打ち上げられる。漂着物は多種多様で、原則的には代官所に報告し、その指示を受けるが、それほど重要なものでなければ島役の判断になる。このため無断で私物化することは厳しく処罰されることになる。漂流物は公の物または村落共同体の所有であって、例え発見者であっても私物化することはしてはならないのが原則である。そのため監視制度が必要で、流人をもって宛てるのは、主として島民への監視であることを意味しているのである。

市助は寛政5年（1793）4月の流罪で、その年には53歳になっていた。御勘定田原平次郎の中間で、文政7年（1824）6月12日に病死している。浅吉は文化元年（1804）8月に流罪になった年には28歳で、奥州信夫郡笹本野村百姓巳之助の弟で、天保6年（1835）3月12日に病死している。流人仲間への対応の違いは年齢差が大きく影響していたのであろうか。

#### 19. 伊三郎 在島17年

文化六巳年（1809）三月 流罪

本医師（石）町無宿 音次郎事 伊三郎 巳二十五歳

伊三郎について、『文化九年（1812）新島役所日記』の4月13日の条によれば、不屈きことありとして権次なる流人が捕らえられ入牢になった。この時に2人の牢番が任命された。伊三郎がその一人であった。自滅（死刑）の判決を受けた権次が、仕置場に引かれ

ていたその途中で逃亡し、村内が騒然とした。その際に取り押さえに協力したとして、伊三郎も褒賞金を与えられている。同年5月3日の条によれば、滞船中の八丈島船太神丸の水夫が病死した。その時に埋葬を命ぜられた流人頭の申し付けにより、伊三郎が雇われている。賃金は金1分とある。『文化十一年（1814）新島役所日記』に、「右伊三郎、是迄在島中身持よろしからざる風聞御座候処、此度から椿両度盗取候ニ付、自滅申付ル」（9月8日）とあり、伊三郎に死刑の判決が下されている。これは同名の流人で、享和元年（1801）4月に新島に流罪になった江戸深川無宿の伊三郎である。また、『文政八年（1825）新島役所日記』の11月4日の条に、流人頭齋藤千二郎によって11人の流人が博奕をしたとして摘発され、陣屋で取り調べを受けている。その中に伊三郎の名がある。

赦免を受けた39人の中で、最も在島年数の長い者は小幡新次郎である。『新島流人帳』には次のようにある。

安永四年未三月 流罪

松平豊前守家来 小幡新次郎 未二十一歳

『文化八年（1811）新島役所日記』に、小幡新次郎病気快、今日出勤いたし候事」（8月9日）と見えるところから、この頃彼は書役であったようだ。

彼が新島に来たのは安永4年（1775）で、在島51年に及んで、赦免された年には72歳になっている。彼は幸運にも利兵衛船にいたので遭難を免れ生きて江戸へ帰った。しかし、この記述に続いて次のようにある。

筒井伊賀守御掛り

市ヶ谷田町上二丁目平兵衛店藤兵衛方同居 元松平相模守家来 右同人（小幡新次郎）  
子七十四歳

此者、先年流罪之処、先達御免出島之上渡世方難出来、当島ニ而手馴候家業も有之候為、  
帰島致し度段願ひニ付、流人同船ニ而、文政十一子年三月、三宅島九郎船ニ而帰島致し候  
天保八酉三月六日 病死

とあり、赦免されて江戸に帰ったものの、住み心地が悪かったのか、翌年にはかつて流刑された新島に戻り、天保8年（1837）まで10年間生き、天寿をまっとうしている。

小幡新次郎と同じように新島に戻った者がいる。かつて流人頭だった幕臣齋藤千次郎で、彼は江戸へ帰ったその年の9月には新島に引き返し、天保5年（1834）7月21日に病死した。44歳で小幡新次郎より3年早く新島の土になった。

文政9年（1826）12月に来た29人の赦免状は、10日に伝達されている。その翌日に「□番小幡新次郎赦免ニ付、跡役矢部鉄太郎江□□」（12月11日）とあり、直ちに「□番」が解かれている。これは「山番」であろうか。後任には矢部鉄太郎が任命されている。矢部については「伊豆国新島の流人書役一幕臣矢部鉄太郎と同大嶋又左衛門一」（日本古文書学会『古文書研究』70号 2010年）に述べているので省略するが、後には書役や流人頭にも

任命され、弘化4年(1847)6月に赦免、7月4日に新島を離れている(『新嶋流人帳』には弘化4年6月病死とある)。

## 2. 流人への見継物と遺産

### (1) 見継物

流人についてはすでに多くの論稿があり、屋上屋を重ねてもあまり意味が無いので、ここでは流人に対し国元からの贈り物について、文政9年に御赦免を受けながら非運にも帰ることのできなかつた大林甚蔵を中心に紹介する。遺産については対照的な例を上げるだけに止めたい。

天明7年(1787)6月に新島地役人前田長門から伊豆代官江川太郎左衛門役所に「御尋ニ付乍恐以書附奉申上候」(『寛延二-文化十三年新島御用書物控』A1-1)によれば、新島在命流人 90人(内女2人)

- 内 6人 国元好身分の方より見継物御座候
- 5人 医心御座候ニ付治療仕候而渡世仕候
- 79人 嶋方百姓之手伝等仕候而渡世仕候

と報告している。これによると、流人のほとんどは島民の手伝いによって、その日暮らしの糧を得て生活していたことが分かる。

「国元好身分の方より見継物御座候」者の代表格と言える者として、大林甚蔵があげられる。

覚

新嶋流人大林甚蔵江

(松平讃岐守)家来平尾七左衛門より

搗麦 五俵也 但四斗入

披状 壹通

其嶋流人□松平□之上、甚蔵江相渡、請取書□次第可差越もの也

鈴木伝市郎役所 印

酉(文化10年)五月

新嶋

(文化十年 新島御用書物控)

同じ年にさらに大林甚蔵には同じ藩中の中村八三郎外1名の名義で、次の品が新嶋へ送られ、当人がこれを受取り、次の「請書」を提出している。

覚

- ・ 木綿綿人 壹ツ
- ・ 袷 壹ツ

一 披状 壺通

無相違奉請取候、以上  
無相違当人江相渡

新嶋 流人 大林甚蔵  
同所 神主 前田数馬  
名主 青沼儀右衛門  
(以下省略)  
(文化十年 新島御用書物控)

翌年の文化 11 年にも

覚

一 搗麦 五俵 但四斗入

一 披状 壺通

右之通御渡被下、無相違奉請取候、以上

戊（文化 11 年）五月廿一日

新嶋 流人 大林甚蔵

右之通嶋着之上相渡、無相違当人江相渡申候、以上

戊五月廿一日

地役人兼神主 前田数馬

(以下省略)

とあり、これは松平讃岐守家中小野崎平左衛門・中村八三郎名義で送られている（文化十一年 新島御用書物控）。文化 12 年にも麦と披状が松平讃岐守家中から、小野崎平左衛門外 3 人の名義で大林甚蔵に送られ、彼は請書を提出している（文化十二年新島御用書物控）。その翌年も同様で、内村越弥右衛門外 1 名の名義になっている。このように大林甚蔵には讃岐藩からの支給が毎年継続されており、大林からも讃岐藩へ書状が送られている。年ごとに見継物を送る方の名義が異なるにもかかわらず、見継物が定量であるところから、なんらかの藩内事情による流刑で、個人的な刑罰とは考えにくい点がある。

新島に国元からの「見継物」は毎年数件だが、はでに目立つものとしては江戸の火消人足流人へのものである。

覚

西久保葺手町 重三郎店 糸組頭取 六右衛門より

新嶋流人糸組人足 万吉江

披状 壺通

外見継物 玄米 壺俵 四斗入  
搗麦 壺俵 四斗五升入  
味噌 壺樽  
醤油 壺樽 八升入  
軽焼くづ 式俵  
外品々 壺個

右之通、此度其嶋茂助船江積入差遣候条、着船之上請取之相渡、追而請取書可差越候、  
以上

田五郎左衛門役所 印

丑四月十二日

新嶋 役人

(新島村役場所蔵文書)

火消人足組の万吉は文化5年10月流罪になった年には24歳であった。天保4年7月に赦免になり江戸に帰っている。同じ船で新島に流刑になった同じ火消人足で47歳の「す組の伝吉」がいる。なぜか両者への見継物が争うように送りこまれている。罪名は不明だが、両組の出入りを伺わせるところである。

「見継物」は一見「貢物」を想定するが、ここでは国元などから流人への送物を言う。国元などの「領主→伊豆代官→島役」というルートを経て流人本人へと転送される。流人からの書簡はこの逆コースを通して国元などへと送られるが、書簡の往来は全て「披状」で、いわゆる現代的なプライバシーは存在しないのである。流人が国元などへの便り（多くは無心）には書簡とその写2通が添えられて島役所へ依頼されるところから、国元から流人への連絡も同様であったろうと推察される。

## (2) 流人の遺産

流人の生活用品について掲げてみる。寛政6年(1794)に病死した流人白崎嘉右衛門が残した品は

古ひとへもの	壺ツ
古わた入	壺ツ
古夜着	壺ツ
古鍋	壺ツ
小桶	壺ツ

以上5品で、長病中看病してくれた者に与えられている。白崎嘉右衛門は、今回赦免された29人の内、最も在島年数の長い小幡新次郎が流刑になった四年前、すなわち明和8年(1771)に新島へ流刑になった人物である。彼は榊原式部大輔の家来で、御預所役人であった。42歳の年に新島へ来ている(『新島流人帳』前田明永家文書)。

流人吉五郎の遺産目録がある。

(包紙)

「吉五郎小家并雑物入札帳 卯八月十六日」

	差	
・ 七百七拾九文	鉄瓶	壺ツ
・ 百七拾式文	土瓶	壺ツ

一 八百貳拾文	釜 壹ツ
一 三百八拾壹文	鍋 壹枚
一 四百五拾貳文	同 壹枚
一 二百八文	同 壹枚
一 七拾貳文	飯鉢 壹ツ
一 貳拾九文	かん徳利 壹本
一 百四拾文	重箱 貳ツ
一 百五拾四文	茶漬茶碗 三ツ
一 五拾九文	どんぶり 壹ツ
一 貳百三拾文	蓋物 壹組
一 百貳拾四文	坪三ツ・碗貳ツ
一 七拾貳文	膳 三枚
一 三拾壹文	湯呑 壹ツ
一 三拾三文	茶碗 貳ツ
一 百七拾貳文	油徳利 三ツ
一 四拾壹文	造酒徳利 貳組
一 百貳拾四文	香炉 壹ツ
一 百三文	魚鉢 壹ツ
一 百五拾文	包丁 貳枚
一 貳拾文	味噌こし 壹ツ
一 四拾文	錠前 壹ツ
一 四百八文	小瓶 壹ツ
一 六百五拾文	髪結道具・水鉢 □七品
・ 六拾八文	手盥 壹ツ
・ 貳百九文	大盥 壹ツ
一 九拾文	樽 壹ツ
・ 貳貫拾六文	四ツ巾蒲団 壹枚
・ 五兩貳分ト壹百貳拾四文	小家豊水瓶付
✓ 五兩貳分貳拾貫八百拾壹文	
	右金八兩貳分ト壹貫三百九拾壹文
	此内
・ 金貳兩也	寺へ法事金
・ 金壹兩貳分也	仲間江遣ス 法事入用
・ 金三分	兩頭・浜役・歩行 遣ス

- 一 金壹両 五人組へ遣ス  
 一 八月十九日 当入用内  
 残り金貳両也 新右衛門殿江預ケル (新島村役場文書)

### 3. 遭難事件にかかわる証言類

茂兵衛船に乗っていた 29 人の内、からくも生き延びた者はわずかに 5 人だけで、24 人が溺死した。助かった者は船を操舵する船乗りだけで、沖船頭長三郎、水主 3 人と便船人 1 人であった。僚船利兵衛船に救助のため、最初 3 人が荒れた海に飛び込み、さらに 2 人が泳ぎ僚船にたどり着いたが、それが精一杯であった。船に残った赦免流人 19 人と、島役で赦免流人を送り届ける役を命ぜられた百姓惣代で、船主でもある茂兵衛ら島民 5 人の計 24 人全員が溺死した。

溺死した島民は、水主五左衛門、便船人治郎吉・金次郎・伝三郎と、船主茂兵衛である。

文政 10 年 2 月付の「乍恐以書付御注進奉申上候」(『文政十年新島御用書物控』A 1 - 3 5) I、遭難者全員の名前をあげ、それに続いて次のような記事がある。

都合廿四人

右之者共、当二月廿二日茂兵衛船ニ而当嶋出帆仕候処、新嶋枝鶴渡根嶋凡貳里程沖合ニ而、船走たをし、乗船之内船頭・水主・便船人とも五人助命、帰嶋仕候ニ付、右始末得与承、浦賀御番所御切手、定而大切ニ持参いたし候やと相尋候処、船頭申候者、暫時船被打返候儀故、漸御切手所持仕、類船利兵衛船舳を心掛ケ、海中ニ飛入、游キ候処、散木ニ被打当、既に危く相成、不覚御切手相流し申候旨申聞ケ候、此段空以奉恐入候、外水主・便船人・出嶋流人之儀者、未行衛知れつに相成、生死之程難計奉存候、依之、船頭・水主・便船人、出嶋流人之儀者未行衛知れつに相成、生死之程難計奉存候、依之、船頭・水主・便船人より口書証文取之、則写相添、右之趣、乍恐御注進奉申上候、以上

そして、救助された船頭以下 5 人の口書証文は次の通りである。

口書証文之事

茂兵衛船	船頭	長三郎
	水主	佐五郎
	同	甚七
	同	新左衛門
	便舟人	五右衛門

右船頭水主便舟人申口

私共儀、当二月廿二日、水主五人・便船人五人・出嶋流人拾九人乗船為致、都合貳拾九人乗ニ而新嶋前浜北風風ニ而、辰ノ中刻出船、積荷ニ取掛り、午ノ中刻漸積立候処、俄ニ西風吹出し、出帆難仕、番船数艘ニ而、地内嶋風かけへ引呉候得共、至而風波強相成、

既ニ番船茂危相成候ニ付、右番船相放し、未地方ニ者候得共、いたし方無之、大嶋波浮湊江心掛ケ、走参候処、弥増風波強ク相成、新嶋若郷村あざ名ねぶさきヲ漸船かわし、夫より鶉渡嶋凡弍里程東沖江走参り候処、弥西風強、高波ニ相成、暫時船被打返、皆々必至ニ相働キ、乗船之出嶋流人漸上へ引出し候得共、舳ハ相潰シ、誠当惑いたし、逆茂可相助手段無之、一同神仏江立願仕罷在候処、遥ニ跡より類船之利兵衛船走参り候を見掛ケ、一同力を得相待候処、風波強、右船寄セ兼候哉、凡弍拾里程余も東沖ニ而帆をおろし、碇ヲおろし候様子見受、大勢ニ而まねを上ケ候処、舳ヲおろし漕参り候様子ニ候得共、高波ニ而漕参かたく様見請候ニ付、是ニ而一同とても助命無覚東存候故、右舳寄セ参り不申候而者、大勢之者難相助ニ付、相談之上、達者成もの三人江是悲（非）右舳漕参り候様申付、および（き脱力）加勢候処、漸およき付、必死ニ漕寄セ度様子ニ候得共、段々間遠ニ相成候ニ付、又々弍人為加勢およき参り、漸々右舳へ被引上、最早暮合ニも相成、一同寒く、前後相弁も無之、漸助命仕候

右奉申上候通り、少茂相違無御座候、以上

	茂兵衛船便船人	五右衛門
文政十亥年二月廿二日	水主	新左衛門
		甚七
		佐五郎
	船頭	長三郎

神主	地役人	前田筑後殿
	名主	吉兵衛殿
	年寄	嘉兵衛殿
	同	平右衛門殿
	同	市左衛門殿
	同	五平太殿
	若郷村名主	勘兵衛殿

（新島村役場文書）

御赦免流人を江戸へ護送する利兵衛船・茂兵衛船2艘の総責任者は島役の年寄五平太であった。彼は利兵衛船に乗っていたので難を免れた。副責任者の百姓惣代組頭茂兵衛は茂兵衛船にいた。彼は自分の所有する船に乗っていたのである。彼は溺死した島民5人の中の一人である。

次は新島の遠見と、僚船利兵衛船からの様子を記録した記事だが、虫損が激しく正確に読み切れない部分が多いが、読み取れる箇所のみを記しておく。

茂兵衛船水主口人乗、外便船人五人、内壺人百姓惣代組頭茂兵衛、右流人為差添ニ乗船為仕、利兵衛船江出嶋流人弍拾人乗船為致為差添ニ年寄五平太乗船為仕、当二月廿一日両艘共当嶋出帆仕候（中略）、夜ニ入北風ニ吹替り候故、少者安堵仕罷在候得共、壺

艘相見へ候儀者、如何ニも不審ニ存候故、早口役人共差添、漁船数艘差遣し候得者、則利兵衛船ニ而、類船茂兵衛船昨夕方鶴渡根嶋凡式里程東沖ニ而、暫時はしり、右舟船頭・水主・便船人共五人相助ケ、乗セ参リ申候

凡壹里余も離レ、鶴度根嶋凡式里程東沖ニ而暫時船被打返候躰見受候間、何卒相助ケ度存候得共、間遠ニ而、殊ニ風波至而強事故、漸帆を下ケ、碇ニ頭おろし、綱□凡継きたらしを引かせ、舳を切りはなし候得共、波風強実ニ難渡ニ者御座候得共、必至ニ相成、漕□三人泳来り候ニ付、舳へ引上ケ

日暮ニ者相成、弥風波汐行逆茂至而強く、其内□里余も隔テ、夜分ニ相成候得者、面々人命ニ危く、此上可相助手段無御座候ニ付、無是悲（非）相残り候者のために舳相流し遺し□、元船江およき付申候船之儀者、其俣東沖江汐風ニ而凡拾里余も流れ居候処、其夜北風ニ吹替り候故、当嶋へ

と、利兵衛船は新島へと空しく引き上げている。

茂兵衛船船頭・水主・便船人共五人救命外乗組之義、如何相成候哉相知れ不申候旨、利兵衛船舟頭申之候、尤五人之者共儀者、右漁舟ニて連参り候ニ付、私共立会、再応相糺候、相違無御座候ニ付、口書証文取之、則相添、此段乍恐御注進奉申上候

右之趣、此度利兵衛船ニ而出嶋流人為差添、年寄五平太出府仕候ニ付、先有増御注進と、島役連名で、代官柑本兵五郎役所へ報告し、年寄五平太や救助された5人を江戸へ出府させ、代官所の取り調べを申請している。

この海難事故に対する幕府の処断は6月に出されている。その写が『文政十年新島御用書物控』にあるので、次に掲げる。

御下知被仰渡候御証文写

差上申一札之事

伊豆国附新嶋流人之内三拾九人御赦免被仰渡候処、沖合ニおみて逢難風船覆、右之内拾九人溺死いたし候一件、御伺之上

水出羽守様依御差岡御答之儀、石川主水正様・曾我豊後守様、御下知之趣、左之通被仰渡候、

伊豆国附新嶋組頭茂兵衛船舟頭長三郎・水主佐五郎・甚七・新左衛門儀、海上乗馴候身分ニ而、日和見損、出船いたし、難風ニ逢、船覆、銘々も海中江落人、助受候者乍申出、嶋之流人、其外乗合之もの共、多分之溺死も有之段、不儀之至不埒ニ付、急度御叱り被置候、右被仰渡之趣、承知奉畏候、依御請証文差上申所如件

伊豆国附新嶋

組頭茂兵衛船

舟頭 長三郎

水主 佐五郎

甚七

新右衛門

右惣代 長三郎

柑本兵五郎様

御 役 所

前書被仰渡之趣、承知仕候、以上

伊豆国附新嶋

役人惣代

年寄 平右衛門

#### まとめと課題

流人は赦免状を受け取った時点で身分的な拘束から解放される。しかし、手続き上流刑地の島から江戸へ送られ、役所での処理が完了するまでは身体的な拘束から解放されることはない。小論で取り上げた海難事故はその微妙な狭間で突発している。

流人は幕府からの預かりものとする制度上の立場から、この事故で多数の人命を失ったことに対して、幕府は船頭以下水主を処罰している。幕府が絶大な封建的権力を維持するために、社会的・制度的な矛盾の産物と目される流人を、地理的に弱い立場の離島にしわ寄せした。健全な村落共同体として成り立っていた島社会が、不条理にも苦悩の歴史を強いられたのである。

伊豆諸島の歴史を語る時、往々にして感情表現が混入し勝ちになる。科学としての歴史学にこのような感情を導入してはならないことを肝に命じなくてはならない。だからと言って事実だけを羅列しただけで事足りるわけではない。無味乾燥にして血の通わない記述に終始するだけでは、われわれが目指す生きた歴史科学になり得ないのである。

流人問題をテーマにする場合、興味本位の意識を持たず、科学としての歴史学に立脚した問題意識を確立する努力が不可欠である。

#### あとがき

小論作成に当たって、新島村所蔵文書（新島村博物館所管）の利用を許可され、心から御礼申し上げます。また、『新島流人帳』その他貴重な古文書を所有管理されておられる前田明永氏から、利用を許可していただき、感謝いたしております。新島村博物館の北村武氏をはじめ館員の方々には多面にわたるご教示を賜り、その上大変お世話になり心から御礼申し上げます。

調査・研究活動「研究紀要」

## 新島村の津波伝説および巨大女石の紹介と若干の検討

新島村博物館館外研究協力委員 磯部一洋

### 1. はじめに

東京都新島村は有人島の新島と式根島、無人島の地内島や早島などからなり(図1)、海洋プレートの沈み込みに伴う海溝型大地震の波源域近くに位置する(羽鳥、2007)。そのため当村には、大津波によって新島とその南西3kmの式根島が分離したとする伝説や想像を遙かに超えた巨大津波に関する伝承が存在する。一方、言い伝えにはないが、自然物崇拜の対象になった巨大な女石とその脇の小さな祠(写真1)が新島東海岸の羽伏浦付近の平坦地上にある(図1のA参照)。

最近、想定外の大津波が東北地方太平洋沖地震によって発生し、青森県から千葉県にかけて太平洋沿岸に大被害を与えた。本報告は新島村における過去の地変を知り、将来の自然災害とくに津波被害軽減のための基礎資料として作成されたものである。

以下では、村に残る種々の津波伝説を紹介し、歴史的資料などに基づいてそれらに若干の検討を加える。さらに、女石がなぜ羽伏浦近くに存在するのかを考察し、女石への汀線の接近(海岸後退)についても言及する。

### 2. 新島村の津波伝説と関連資料

#### 2.1 津波伝説

##### 2.1.1 時代不詳の津波

新島の中心街本村の南側には、第四紀後期更新世に形成された、古くて低い流紋岩質単成火山の瀬戸山が横たわる。その西端にある大三山の浅い谷の出口付近、大三王子神社手前に人家と池があったとされる(図1のB参照)。武田(1974)の『新島炬燵なし』には、“一時、本村は「千軒村」とよばれるほどの大集落をなしたこともあったらしいが、大津波によって村はつぶれ、村人は古陣屋その他山麓の湧水池[地]に散って生活した。しかし、漁業を主とする生活ゆえ、浜から遠くてはなにかに不便が多く、しだいに浜の近くに集まり、ふたたび前浜近く集落を形成した”とある。これは西方海域から本村前浜へ来襲した大津波に関する伝承である。なお、[ ]内は筆者による注釈である。

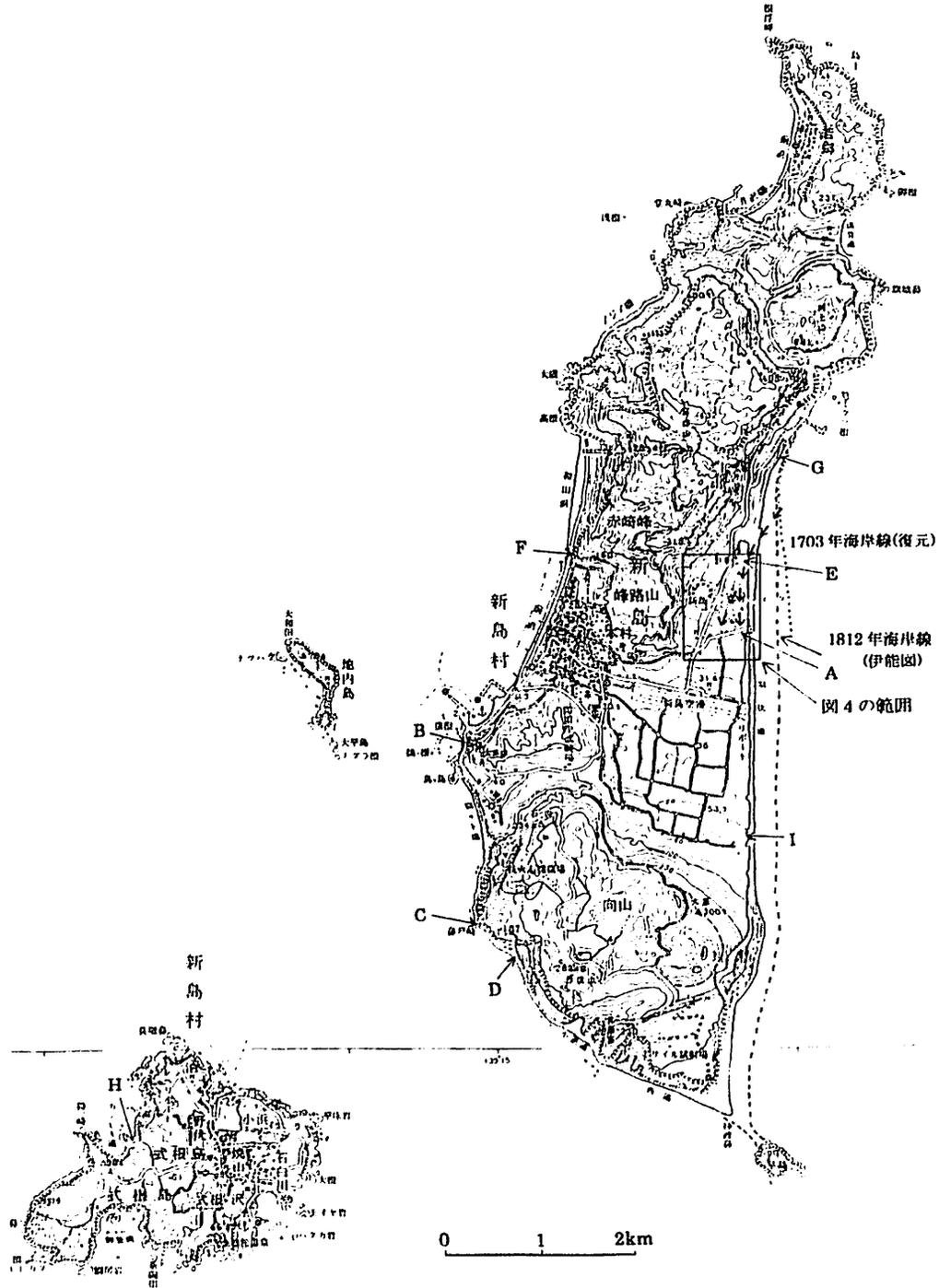


図1 新島村における津波等関連地点の位置関係。この図の作成に当たり、国土地理院平成6年8月1日発行の5万分の1地形図「新島」に加筆した。太く短い矢印は、大津波の北上経路(推定)。A: 女石 B: フルジヤ C: ツナミ鼻 D: 海澄浦 E: 池ノ原 F: 大石跡 G: 羽伏磯 H: 中の浦 I: 没食溝

さらに、筆者の学生時代の40年以上前に当時の前田長八新島郷土館長から入手できた津波伝説の口述内容を紹介する。それは本村集落東方に広がる標高30m前後の低地部において、西側の前浜と東側の羽伏浦からそれぞれ遡上した大波が打ち合ったとする壮大な言い伝えである。この伝承は、宮城・岩手県境付近にある半島付け根で、大津波が実際に打ち合った事例によく似ている。すなわち、古くは明治29年(1896)6月の明治三陸地震津波(M8.5)で宮城県大船渡市にある綾里半島の2kmの区間(標高38.2m)で津波が合流した。新しくは平成23年(2011)3月11日14時46分頃に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)に伴う大津波が岩手県陸前高田市南東部にある広田半島付け根で、広田湾と只出漁港側の湾に挟まれた幅3kmの低地部にある県道付近でぶつかり合い、巨大な波しぶきが目撃されたものである。

### 2.1.2 元禄年間の津波と両島の分離

近藤富蔵によって江戸時代後期(西暦1855年頃)に記述された式寧嶼の新島との分離について、八丈実記刊行会(1969)の一部を以下に紹介する。“昔ハ本島ト地連キタリ海溢ニテ切レシ故ニ[式根島は]海溢山トモ云、・・・又[新島に]向山海溢山鳥島等ノ小山アリ”と述べたが、津波発生の時期には触れていない。伊能忠敬の内弟子らによる「新島式根島沿海地図」(清水ほか、2002)に、両島の接続個所とされる本島側の向山南西部(現在の鼻戸崎)にツナミ鼻、その南東の小さな砂浜に海溢浦の地名がそれぞれ記入され(図1のC・D参照)、今なおDの上方は津波山と呼ばれる(宮地、1965)。

次に、前田(1932)は両島の分離時期を元禄14年とし、その後の報告で元禄16年へ訂正した。前田(1932)では、“式根島は、新島本村と接続していたものであったが、元禄14年の大海瀟の災を受け分離されたと伝えられ、現在新島と式根島との峽海をサジマ浦と呼んでいるが、両島分離以前此の間は砂丘であってサジマ(地はい杉の一種)が繁茂していた故、此の稱があると伝えられている”とした。ただし、サジマはオオシマハイネズと呼ばれるビャクシン科の針葉樹で、新島においては移動しやすい砂地でなく、溶岩や締まった火砕物の上を這って生育する。

その後の報告(前田、1981)では、“元禄16年(1703)11月22日の房総沖の海底地震は大規模なもので、大島岡田村は近いばかりでなく、房総を向いているため津波による被害が甚大で、民家、回船、漁船が流出し、人命も56人溺死している。遠い新島でも、従来陸続きであった式根島が、津波によって崩壊分離した”と具体的に述べた。一方、東京都歴史教育研究会(1989)は、“式根島は、元禄年間(1688～1704)に地殻変動で新島と分離し”と述べ、地変の詳細には触れていない。

宇佐美(1987)によれば、元禄地震の発生時期は1703年12月31日(元禄16年11月23日)、震源は139.8°E、34.7°N(大島波浮港東約35km)、マグニチュード(M)は7.9～8.2で

ある。さらに、宇佐美(2003)によれば、元禄地震の津波高の推定値は大島と新島で 10m と 5~6m、新島と八丈島で津波のため死者各 1 名とある。新島の犠牲者は、東京大学地震研究所(1989)収集の青沼家過去帳(図 2)に記載されており、被災現場の池ノ原は、赤崎峰からの大量の雨水が海岸砂丘で塞き止められてできる一時的な水溜まりで、図 1 の E 付近に当たる。

〔青沼家過去帳〕 ○新島本村(為朝神社)  
 廿三日  
 法裕 丙申十一月  
 上松太治右衛門 天祖(青沼家使用人)  
 元禄十六未十一月  
 池ノ原(新島の東海岸)ニテ津波ニ死ス  
 頓訃証円 馬十郎

図 2 青沼家過去帳に残る馬十郎遭難の史料。当人の墓石は共同墓地にあるとされる。

ところで一色(1987)は、代官小長谷勘左衛門による元禄 15 年(1702)の「伊豆国九島絵図」について以下のとおり記述した。1)黒潮に生きる東京・伊豆諸島編さん委員会編(1984)に複製して掲載された「伊豆国九島絵図」は図が小さく、かつ不鮮明で細かい点が分からない、2)前田長八(新島郷土館、1985、私信)によれば、この絵図は式根島の名はなく無人島としてあり、新島とは陸続きになっていない。以上の 2 点から、両島の切断は元禄地震の大津波発生以前と判断される。

### 2.1.3 式根島の津波伝承

小学生による年長者からの大津波に関する聞き取り結果が、佐々木謙ほか(1986)に掲載されている。それによれば、“げんろく十六年、式根・新島を大つなみがおそった。それまで式根には三十けんほど家があったが、全部、波でやられた”とある。これは、元禄津波がリ

アス式海岸の発達する式根島の入り江や沢筋を襲ったことを示すものである。

### 2.2 歴史的資料

浅沼(1957)は、式根島と“新島との間は元禄年間に津波によって切れたと伝えられているが、確証がない”と述べた。そこで、両島分離に触れた塩釜関連の歴史的資料を以下に示す。

坂口(1977)は本村の石野茂左衛門家所蔵文書(図3)を代官へ提出された塩釜証文と見なし、その内容から“式根と新島との間が海になったのは、式根から新島へ両釜を移した承応元年(1652)から延宝2年(1674)までの期間”とした。前田(1987)も坂口の考えを支持し、『式根島開島百年史』にこの文書を掲載した。

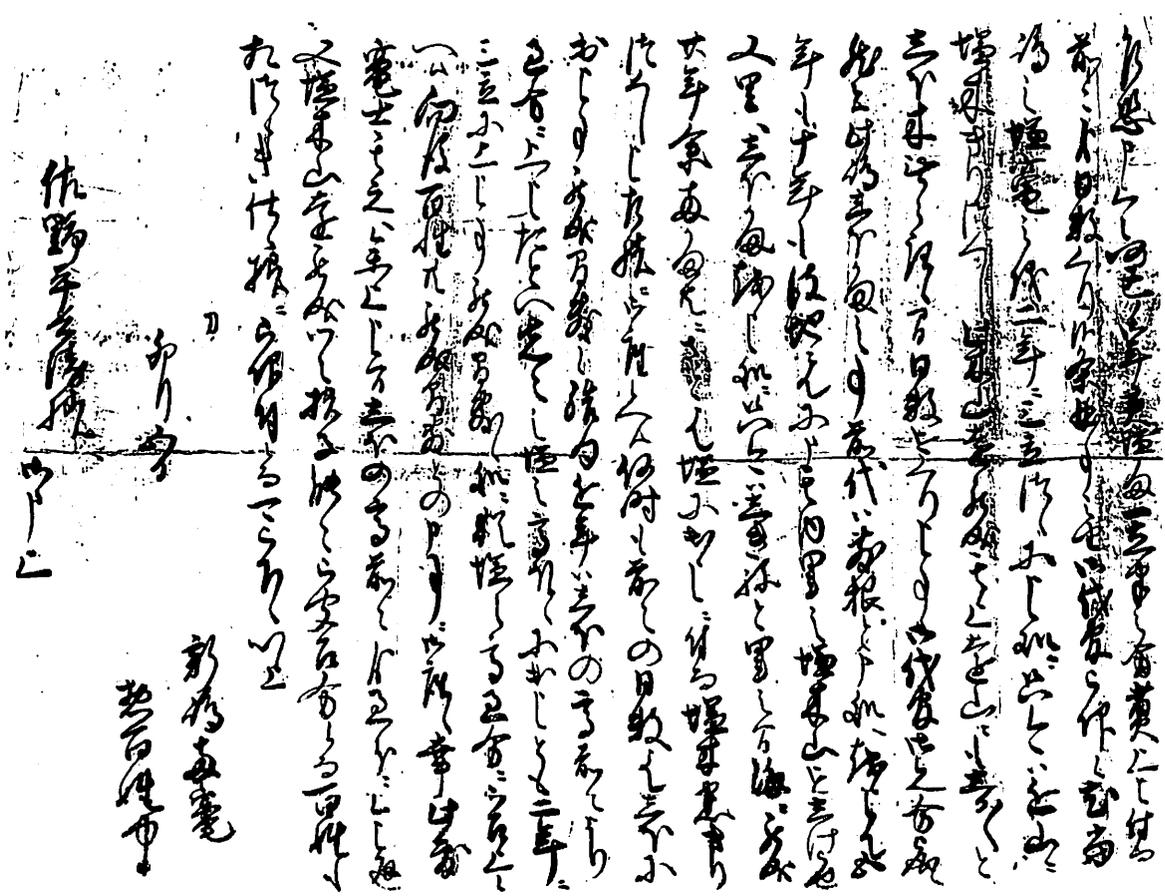


図3 塩釜本島移設に係わる歴史的資料

筆者は上記文書の信憑性について2007年11月2日に来島中であった段木一行(元)法

大学教授に質問し、それに対する回答を得たので以下に列記する。

- 1)江戸時代延宝期の文章では中世的な文字が色濃く残存しているが、本史料の文字は御家流後期の文字形態であることから近世後半期の作成の可能性が強い。
- 2)正式文書の書状は折紙形式が一般的であるが、本史料はその形式を取っていない。
- 3)百姓が代官へ文書を直接提出することは許されない。本史料は総百姓から提出され、百姓の個人名・印がなく、百姓頭・名主・島役人の奥書もなく、かつ代官〇〇様御役所などの記述がない。書式的にも正式文書に相当しない。
- 4)正式文書では尊称文字の前に1文字分空けることになっているがそれもなく、続けて書かれている。
- 5)正式文書では、この史料本文7・8行目の「里」は「本(元)島」のように書かれるべきであり、里の使用例は例外であろうか。
- 6)江戸時代初期に短命代官が多い中で、佐野平兵衛は元和3年(1617)から寛永18年(1641)まで在職し(角田、2000)、寅年である延宝2年には代官として存在し得ない。

この文書は江戸時代最後期に書かれ、または模写されたもので、延宝2年の原文書ではない。何かの目的で後から作成された文書ではないか。信憑性が極めて低いため、歴史的資料としては使えないが、承応元年より前に両島間が海になったとの考え方を否定する史料にはならないであろう。以上が段木(元)教授による回答の全容である。

ところで上述した3)、6)などに関連して、先前御支配并御渡海之御役人方控(前田健二家文書)に基づく新島の支配代官一覧には佐野平兵衛の氏名がなく、1644-1653年の代官は不明になっている(馬場・段木、1996)。さらに、同名の子息が実務的補佐(手代)役にあつた時期(寅年)に提出された文書とする意見もある(肥田文徳、2010、私信)。

### 3. 海岸付近にある巨礫の紹介

#### 3.1 羽伏浦の海食崖と東西の巨大石

新島最長の羽伏浦海岸は6km以上の石英質の砂浜で、南から北へ低下する海食崖に縁取られる。海食崖は西暦886年の本島最新噴火によって出現した向山火山の火砕サージ丘と火砕丘を構成する火砕物(一色、1987)からなり、村道終点のサーフスポット付近での高さは10mを超える。しかし、昭和20年代の筆者の幼少期の記憶によれば、源為朝の上陸の地(図4)の北側にあつた広い砂浜が著しく浸食された後に白い崖が出現し、南側同様に海食崖のある砂浜へと大きく変化した。

巨大な女石(写真1)は、峰路山火山のカミングトン閃石流紋岩からなる溶岩円頂丘から500m以上東へ離れ、急斜面から落下してきたものでなく、海食崖の端(肩)から西(内陸)側へ約80m、村道中心から南側へ約14m、標高15m付近に存在する(図4)。すでに第九次伊能忠敬測量日誌(佐久間、1988)に、「字女石下浜<sup>④</sup>印より街道横切測量。左右平砂原なり

左道端十間許引込女石というあり。丸石にて周三間許。古事不知」のように女石が記載されている。

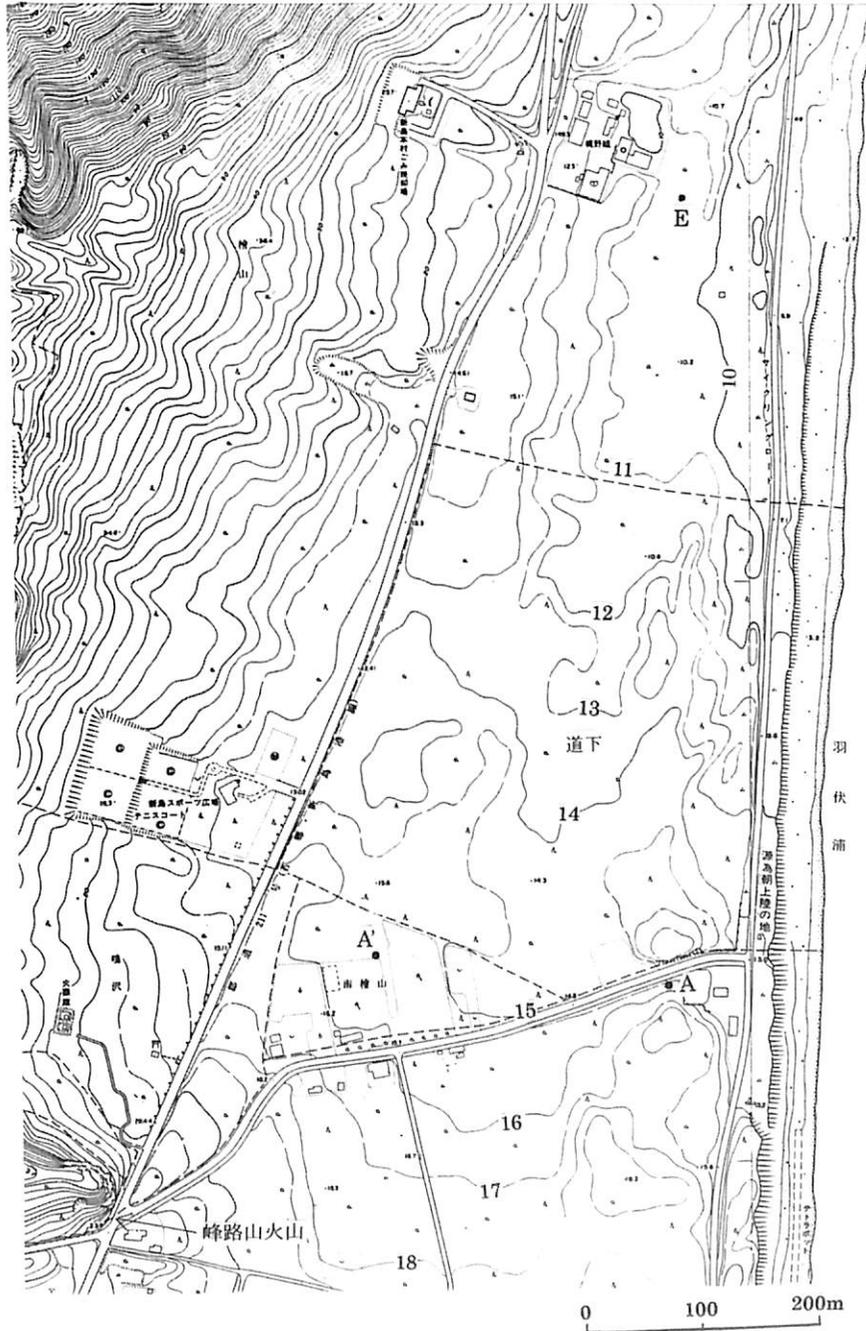


図4 羽伏浦北部周辺の地形図。1985年発行の縮尺2,500分の1東京都地形図「新島本村」に一部加筆し、編集した。道下（現在の都立羽伏浦公園）の東側には海岸砂丘が南側でより発達する。Aは女石、A'は女石に似た巨礫、Eは池ノ原の位置をそれぞれ示す。



写真1 上部がシダ類(ヒトツバ)に覆われた女石と祠。女石の側面には、海水によってできた溶食孔の小規模なものが認められる。女石に礼拝する老婦人の古い写真が新島郷土館に1998年頃まで展示されていた。スケールは1m。

一方、女石に対する男石として、過去の大地震時に赤崎峰火山のカミングトン閃石流紋岩からなる溶岩円頂丘の急斜面から落下した大石(雄石のなまったもので女石より大規模)がかつて和田浜へ通じる村道横に存在したが(図1のF参照)、第二次世界大戦中飛行場工事に用いたくり石として爆破粉砕され跡形もない(前田、1981)。なお、2000年新島近海地震に伴って同火山南西端から新たに落下した岩塊や崖錐堆積物は、筆者により報告されている(磯部、2000a；2000b；2007)。

### 3.2 女石の特徴

女石は向山火山の火砕サージ丘を厚さ 1m 以上に覆う砂丘砂上に繁茂したスダジイなどの樹高 3~4m の海岸林に囲まれている。その長軸は海岸に斜交して北西-南東を向き、平面形は菱形にやや近い多角形をなす(図 5a)。祠のある東側だけが底面付近まで掘り下げられ、北方へ緩く傾き、砂丘に埋没するように見える。図 5b は女石の東側面に沿う南北(推定)断面で、厚さは 2m 以上と推定される。

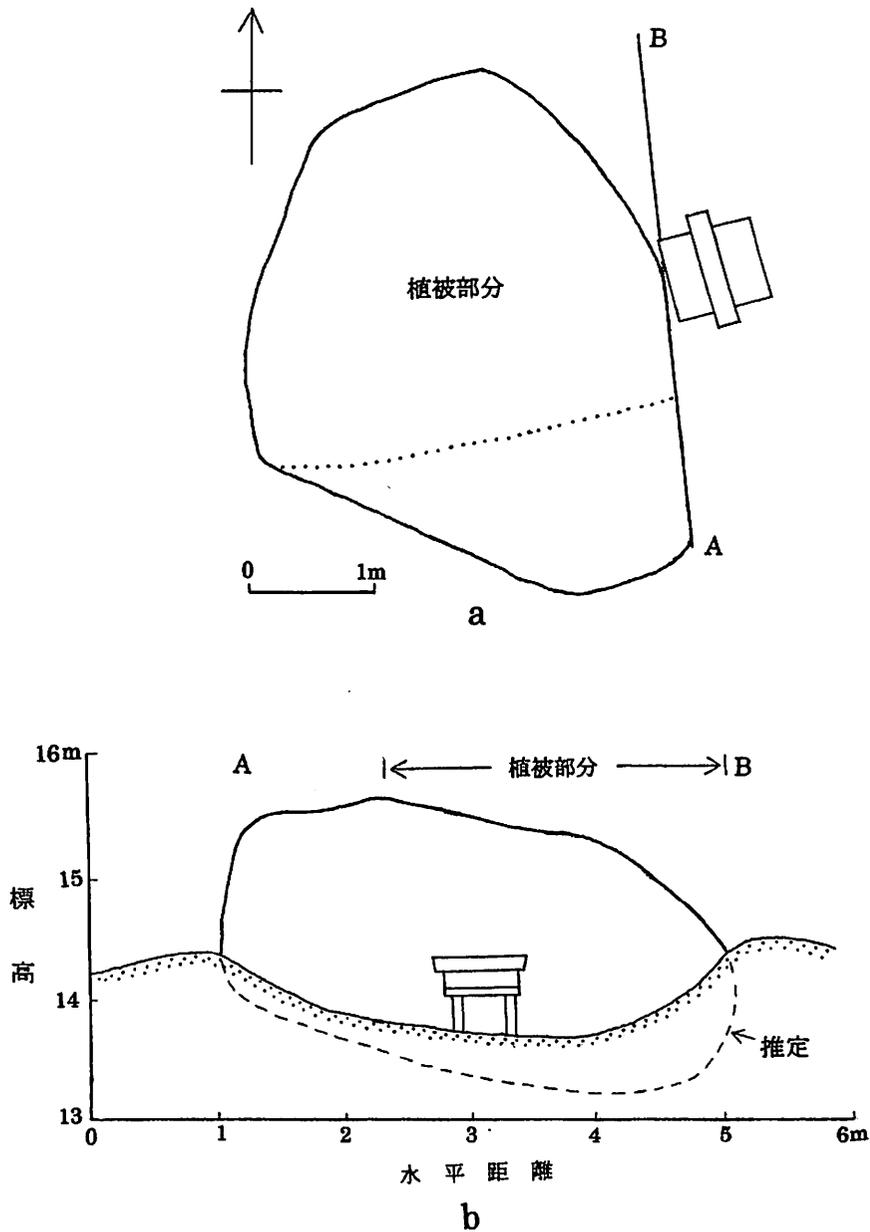


図5 女石と祠の平面図(a)と南北(A-B)推定断面図(b)

その規模は表 1 に示すとおり長径 4.3m、中径 3.5m、短径 2m 以上、周囲約 12m、体積約 16 m<sup>3</sup>、重量約 38t とやや円みを帯びた巨大なもので(写真 1)、礫種は球顆状黒雲母流紋岩である。羽伏浦の海食崖を構成する火砕物中の礫はすべて角礫で、これほど巨大な亜円礫は観察されず、火砕サージ丘形成以後に流水によって他所から移動して来たものと推定せざるを得ない。ちなみに、この巨大な女石が文化 12 年(1815)10 月の測量日誌(佐久間、1988)に加え「新島式根島沿海地図」にも描かれ、当時の羽伏浦全体の海岸線はより東側に伸張していた(図 1 参照)。

表 1 津波関連巨礫の規模

名称	長径(m)	中径(m)	短径(m)	周囲(m)	体積(m <sup>3</sup> )	重量(t)
女石	4.3	3.5	2.0+	12	16	38
“大石様”	2.5	2.1	1.3	8	4	9

ただし、体積は楕円体、重量は密度 2.4 と見なし概算した。

#### 4. 津波石と大津波の検討

##### 4.1 津波石の可能性

###### 4.1.1 巨礫にみられる共通点

女石に関する特徴は、1) 礫種が近くの峰路山・赤崎峰両火山のカミングトン閃石流紋岩と異なる黒雲母流紋岩である、2) 長軸が羽伏浦に斜交して内陸に当たる北西を向く、3) 北側へ少々傾くのは河床礫が覆瓦構造として上流側へ傾くのに近似する、4) 側面に海岸付近で形成される溶食孔(タホニイ)の小規模なものが見られることである。ただし、4)に関連し海生の貝類は付着していない。

さらに名称不詳の巨礫(写真 2)が、女石の西約 250m にある資材置き場北側の標高 15m の平坦地に存在する(図 4 の A'参照)。それは長径 2.5m、中径 2.1m、短径 1.3m、周囲約 8m(表 1)とより小規模なものである。全体的に円く、石の表面が滑らかで、礫種は結晶質で一部球顆状の黒雲母流紋岩と、女石の特徴にほぼ一致する。この巨礫は海岸線から 350m 以上内陸にあり、砂丘砂に覆われずに露出する。そこで、古事について聞き取りを実施し、以下の新情報を得た。山崎正之氏によれば、1) 当人と先輩 2 名が 1988 年頃に約 3m 南側にあった巨礫を現在の場所へ同じ向きに移動させた、2) 巨礫は古く(江戸時代頃)から存在し、その脇に小さな祠があった、3) 道路横にあり、大石様として礼拝されていたとのことである



写真2 道路沿いの敷地境界にある巨礫を北側から撮影。スケール左横の欠落部や縦方向の擦痕は設置作業時に形成された。

#### 4.1.2 津波の特定と遡上経路

図1のAの北西一帯が10mの等高線で囲まれ、図4でも同様に低くなっている。さらに、巨礫2個に共通する特徴から、西暦886-1815年間に発生した巨大地震に伴う大津波によって、北方の海岸にあった巨礫が火砕サージ丘の上に打ち上げられ、海岸砂丘寄りの女石は砂丘に少々乗り上げたことが考えられる。そこで、伊豆諸島に関係のある中世以降の巨大地震について検討する。

宇佐美(1987)によれば、上述の1千年間に伊豆諸島を襲った大津波として、明応7年(1498)の地震、延宝5年(1677)の地震、元禄16年(1703)の元禄地震、宝永4年(1707)の宝永地震の四つの巨大地震と慶長9年(1605)の“津波地震”の津波が有力な候補に挙げられる。ただし、現在は不詳や未知であっても、将来有力な候補となる大津波が出現するかも知れない。

上述した候補の中で、新島の北東約60kmに当たる相模トラフで発生した元禄地震による大津波が、東向きで北側ほど低くなる羽伏浦海岸を襲い、馬十郎の遺品を池ノ原に生えた松の枝に懸け、さらに内陸へ浸入した可能性がより強い。ただし、元禄地震の波源域から遥かに遠方に当たる $142.0^{\circ}$  E、 $35.5^{\circ}$  Nで延宝5年10月9日に発生した地震(M=8.0)に伴う津波も、八丈島に達していることから羽伏浦を襲い、新島と式根島間の“サジマ浦”に達したことが考えられる。



写真3 巨礫からなる羽伏磯と護岸背後にある海食崖。約3mのスケール左側の大きな石は通常の波浪では動かされない。

羽伏浦海岸の北側には、高さ20m前後の海食崖とその前面にある羽伏磯が1km以上続き(図1のG参照)、女石と同じ黒雲母流紋岩(結晶質で一部球顆状)の巨礫からなる(写真3)。羽伏磯から大きな石が流出し、図1に矢印で示すように池ノ原を通過後、分岐して火砕サーージ丘上へそれぞれ漂着したものと推定される。ちなみに羽伏磯の巨礫は、津屋(1938)による羽伏浦灰砂層からなる海食崖に含まれ、宮塚山火山に係わる黒雲母流紋岩質の火道開放爆発角礫岩(磯部、2011)と同じ礫種である。

琉球列島で加藤(2000)らによって相次いで報告されている津波石(後藤、2007)同様に、広く認知されるためには、女石の周辺において火砕サーージ丘を被覆する砂丘砂などの堆積物中から津波の痕跡を新たに発見する必要がある。ただし、女石の南西約220mの火砕サーージ丘に掘られた大穴の最上部(標高約16.4m)において、海浜砂に酷似した砂層を挟む砂礫層が厚さ40cm前後に発達する。今後本層の堆積過程を明らかにする予定である。

#### 4.1.3 津波の到達推定値

女石に加え、その西方約250mにあつて大石様と呼ばれる巨礫も少々移動されたとは言え、津波石の可能性が高い。その場合、羽伏浦での元禄地震に伴う津波到達推定値は15m以上となり、宇佐美(2003)による新島での元禄地震の津波推定値5~6mの約3倍に達する。

これには、1)局所的に増大した津波が羽伏浦を襲った、2)図1と図4のE-A間が海側を砂丘で限られ袋状の低まりをなし、北方からの津波をより内陸まで引き入れたことがそれ

ぞれ考えられる。前者の局所的な津波増大の理由の解明は、今後に残された課題である。

#### 4.2 西方海域からの大津波

西向きの本村と若郷の前浜にそれぞれ入射した大津波としては、東海・東南海沖の複数の地震が想定される。

渡辺(1998)によれば、1)1498年9月20日(明応7年8月25日)に発生した明応地震(M=8.2~8.4)の波源は遠州灘の138.0° E、34.0° Nで、新島で津波上がる(4m?)、2)1605年2月3日(慶長9年12月16日)に同時発生した慶長津波の二つの波源は南海道の134.9° E、33.0° Nと遠州灘の138.5° E、33.5° Nで、津波高は八丈島で10m以内とされる。武田(1974)に出てくる本村前浜を襲った大津波として、上述1)の明応地震による津波や2)の慶長津波も有力な候補と考えられる。

ここで、本村低地部で打ち合ったとされる大津波に関連し、今回の陸前海岸広田半島付け根を襲い打ち合った巨大津波を参考に少々考察する。遠州灘沖の西南西方海域から来襲した明応地震に伴う大津波が新島南半部を半島と見なせば、その付け根に当たる東西の砂浜からそれぞれ遡上した可能性がある。さらに、新島南西方の二つの海域で同時に発生した慶長津波も、両海岸から侵入した可能性もある。その場合、低く集落のある前浜から大規模に遡上したものと推定されるが、低地部で実際に打ち合ったかどうかは不明である。

次に、新島における明応7年の津波被害状況(段木・青木、1996)について検討する。元禄6年(1693)写本の『八丈嶋年代記』中に“同年[明応7年]代官役長戸路七郎左エ門ニ渡ル、入部ノ節新嶋ナカクラニテ津波上リ舟荷物トモニ浪ニ取ラルル、水主一人死ス、此津浪ハ伊豆ノ国江大ニ上ル、人多ク取ル由、此嶋へ少上ル也”とあり、明応地震の津波が新島を襲い、乗組員1名が犠牲になったことが記述されている。

上記引用文中のナクラに該当する地名は村内に見当たらないが、クの1文字がウに置き換わったナカウラ(中浦)は新島式根島沿海地図(図1のH参照)に実在し、写本の際にウがクと誤記されたかも知れない。伊豆諸島巡島の際に“砂浜に引き揚げられていた代官船を積荷もろとも海に引いて行った”と段木(1976)の表現した被災現場は、外海に開いた前浜より、深く湾入して津波がより高所まで遡上しやすい中の浦である可能性が高い。その場合、1)明応年間に式根島が新島の一部として陸続き状態にあった、2)島名のないために式根島が新嶋と記述されたとの異なる解釈ができる。

#### 5. 羽伏浦の海岸後退

伊能図(1815年測量の新島式根島沿海地図)に描かれた女石と海岸線との水平距離は350mであるのに対し、図4に示した1985年発行の東京都地形図によるその距離は125mへ大きく減少している。すなわち、170年間に約225m、年間1.3m以上も陸地が後退し

たことになる。一方、前田(1972)が伊能図と1965年の実測結果から求めた150年間の後退量は182m、年間では1.2mとされ、筆者の計算した速度に近似する。なお、図1には伊能図による海岸線を羽伏浦のみ破線、元禄地震発生当時の羽伏浦北部の海岸線を点線でそれぞれ示したが、後者は1703-1815年間も同一速度(年1.3m)で後退していたと仮定し、1703年まで逆算し図示されたものである。

羽伏浦全域の海食崖は、1936年12月27日の新島地震同様に2000年7月15日の新島近海地震でも斜面崩壊した(磯部、2000a；2000b)。その後、大量の崩落土砂は波によって沖合へ運搬され、海食崖は大きく後退し、大地震前同様に急斜面をなしている。

さらに、羽伏浦南部の海食崖(図1のI参照)に刻まれた浸食溝(ガリー)谷頭部では、1985年6月から2009年4月までの23年10か月間に35m、年間約1.5mも後退した部分があり、谷頭表層付近からの地下水の湧出が浸食の誘因とされる(磯部、2009)。

## 6. おわりに

海溝型大地震の波源域近くに位置する沿岸各地では、2011年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、想像を遥かに超える大津波来襲の可能(危険)性を常時認識することが肝要である。新島村にも種々の津波伝説が残され、その中から元禄地震による大津波を中心に紹介した。本報告で議論した内容は以下の5項目に要約される。

- 1) 新島と式根島が元禄地震によって分離したとの言い伝えは、元禄地震の前年作成の「伊豆国九島絵図」が不鮮明ながら、式根と新島とは陸続きになっていないことから否定される。17世紀中頃の分離説に係わる歴史的資料も信憑性が極めて低い、両島間がいち早く海になったとの考えを否定するものではない。新島南西部の向山と式根島間の水道部に向かって本島側から伸びた砂嘴によって一時的に接続した両島(磯部、2010)は、18世紀以前に再分離したものと判断される。いずれにしても、新島と式根島に被害を与えた元禄地震とそれに先行した陸地切断の二大地変がその後に同時発生と誤解され、元禄地震の大津波による崩壊分離として後世まで語り継がれたものであろう。
- 2) 伊能図にその位置が示された女石は、礫種、形状や存在状況、周辺の地形などから、北方約2kmの羽伏磯にあった巨礫が元禄地震の大津波によって図1に示した遡上経路で漂着した津波石であると推定される。さらに、女石の西方約250mにある巨礫も津波石の可能性が高く、羽伏浦での元禄地震に伴う津波高は15m以上となる。
- 3) 西向きの本村集落を襲った大津波として、明応地震による津波や慶長津波などが考えられるが、低地部で実際に打ち合ったかどうかは不明であり、新島における大津波の到達範囲とその年代確定のために、本村低地部での津波堆積物の分布状況について詳しい調査が今後必要である。
- 4) 『八丈嶋年代記』中の明応地震による代官船の大被害は中の浦で発生し、15世紀末の

式根島は新島南西端の大規模な岩山をなしていたとも解釈できる。

- 5) 女石を基点として伊能図による海岸線と図 4 の海岸線を比較した結果、170 年間に約 225m、年間 1.3m 以上も陸地が後退し、今なお著しい海岸浸食が羽伏浦全域で認められる。

<追記> 八丈島歴史民俗資料館には、地元の中学生 5 名による「巨大岩を運んだ大津波の研究」の展示コーナーがあり、女石と同規模で穿孔貝の穴のある大岩 2 個や多数の円礫が八重根港付近の海岸から北東へ 450m (標高 15m 以上) まで運ばれた津波石であると図解されている。

### 謝 辞

本稿の作成に当たり、段木一行元法政大学教授には塩釜関連文書の信憑性について、産業技術総合研究所地質調査総合センターの小松原 琢博士・宍倉正展博士・行谷佑一博士には粗稿への助言に加え伊豆諸島関係の地震と津波資料について、新島村の肥田文徳氏・植松正光氏には新島の近世について、前田平吉氏には大石の位置、山崎正之氏には名称不詳の巨礫に関するご教示をそれぞれ頂戴した。記して謝意を表します。

### 参 考 文 献

- 浅沼元春(1957)：式根島誌稿, 116p. (謄写印刷)
- 馬場憲一・段木一行(1996)：伊豆諸島の支配領主. 新島村通史編(1168p), 新島村, 314-319.
- 段木一行(1976)：代官長戸路七郎左衛門. 離島 伊豆諸島の歴史[改訂第 2 版](320p), 武蔵野郷土史刊行会, 105-107.
- 段木一行・青木 豊(1996)：八丈嶋年代記. 新島村通史編(1168p), 新島村, 264-265.
- 後藤和久(2007)：津波堆積物. 津波の事典(350p), 朝倉書店, 81-83.
- 羽鳥徳太郎(2007)：日本近海の津波の波源域分布. 津波の事典(350p), 朝倉書店, 20-23.
- 八丈実記刊行会(1969)：新島. 近藤富蔵 八丈実記 第二卷(551p), 緑地社, 66-70.
- 磯部 一洋(2000a)：伊豆諸島の玄武岩質・流紋岩質火山の紹介－震災地の新島を例として－. 地質ニュース, (554), 1-2.
- 磯部 一洋(2000b)：2000 年伊豆諸島地震災害を新島に観る. 地質ニュース, (554), 5-16.
- 磯部 一洋(2007)：地形図と写真による新島村の地形・地質の紹介－地学関係展示説明資料として－. 平成 17 年度新島村博物館年報, 59-83.
- 磯部 一洋(2009)：地方博物館を中心とした地質の普及活動の紹介－東京都新島村を例として－. 地質ニュース, (661), 6-18.
- 磯部 一洋(2010)：平成 20 年度 新島村博物館の企画展(1) 新島村の道－その形成と自然条件－.

平成 21 年度新島村博物館年報, 3-37.

磯部一洋(2011): 新島の火口に関する文献と火口類似地形の紹介ー地学関係展示説明資料Ⅱとしてー. 平成 22 年度新島村博物館年報, 28-49.

一色直記(1987): 新島地域の地質. 地域地質研究報告(5 万分の 1 図幅), 地質調査所, 85p+地質図.

加藤祐三(2000): 琉球列島宮古 水納島の津波石. 歴史地震, (16), 203-205.

黒潮に生きる東京・伊豆諸島編さん委員会編(1984): 黒潮に生きる東京・伊豆諸島(下巻). 東京都島嶼町村会, 309p.

前田長八(1932): 新島大観[増補第二版]. 270p. (謄写印刷)

前田長八(1972): 講演「海底砂の採取と砂浜」. 塔, (13), 東京都立新島高等学校生徒会, 23p. (謄写印刷)

前田長八(1981): 新島. 伊豆諸島東京移管百年史 下巻(1368p), 東京都島嶼町村会, 347-536.

前田万作(1987): 江戸時代の式根島. 式根島開島百年史(829p), 新島本村役場, 53-98.

宮地良和(1965): 伊豆新島の火山地形. 地理学評論, 38(10), 643-657.

坂口一雄(1977): 伊豆諸島の塩と生活. 未来社, 259p.

佐久間達夫(1988): 伊豆七島(第九次)測量の概要. 伊能忠敬 測量日誌 6, 大空社, 1-159.

佐々木謙ほか(1986): 昭和 60 年度卒業記念制作 しきね 人 自然 歴史. 東京都新島本村立式根島小学校, 昭和 60 年度卒業生, 41p.

清水靖夫・長岡正利・渡辺一郎・武揚堂(2002): 伊能図. 日本国際地図学会・伊能忠敬研究会(監修), 武揚堂, 240p.

武田幸有(1974): 新島炉ばなし[増補改訂版]. 新島観光協会, 312p+新島の方言 8p.

東京大学地震研究所(1989): 新収 日本地震史料 補遺別巻. 992p.

東京都歴史教育研究会(1989): 新島・式根島・神津島. 新版 東京都の歴史散歩 下(299p), 山川出版社, 240-245.

角田 實(2000): 代官とその支配体制. 大島町史通史編(820p), 東京都大島町, 171-174.

津屋弘達(1938): 伊豆七島新島の火山. 地震研究所彙報, 16, 171-200+図版 5p.

宇佐美龍夫(1987): 新編 日本被害地震総覧. 東京大学出版会, 434p.

宇佐美龍夫(2003): 最新版 日本被害地震総覧[416]-2001. 東京大学出版会, 605p.

渡辺偉夫(1998): 日本被害津波総覧[第 2 版]. 東京大学出版会, 238p.